

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	29,462 千円	210,443 円
住居手当	21,597 千円	260,205 円
通勤手当	14,590 千円	50,310 円
管理職員 特別勤務手当	117 千円	23,400 円
管理職手当	53,155 千円	526,287 円
休日勤務手当	8,563 千円	120,606 円
夜間勤務手当	1,751 千円	76,130 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	給料	月額等
給料	市長 (880,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円 / 259,000円
	副市長 (703,000円)	816,000円 / 325,000円
報酬	議長	472,000円 / 545,000円 / 230,000円
	副議長	417,000円 / 474,000円 / 200,000円
	議員	391,000円 / 442,000円 / 180,000円
期末手当	市長 (26年度支給割合) 3.10 月分	
	副市長 (26年度支給割合) 3.10 月分	
退職手当	市長 (算定方式) (880,000×4年×450/100) - (880,000×4年×450/100×5.6/100)	(1期の手当額) (支給時期) 14,952,960円 任期毎
	副市長 (703,000×4年×360/100) - (703,000×4年×360/100×5.6/100)	9,556,301円 任期毎

(注) 1. 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成26年度	平成27年度		
普通会計部門	一般行政部門	260	265	5	都市公園事業に伴う業務増など <参考> 人口10,000人当たり 職員数 66.09人 (類似団体の人口10,000人当たり) 職員数 72.05人
	教育部門	59	57	△2	給食調理業務の見直しなど
	消防部門	36	37	1	水難救助隊発足に伴う職員定数の増
	小計	355	359	4	<参考> 人口10,000人当たり 職員数 89.53人 (類似団体の人口10,000人当たり) 職員数 93.47人
公営企業等 会計部門		60	53	△7	市営バス事業の廃止など
合計		415 [496]	412 [435]	△3 [△61]	<参考> 人口10,000人当たり 職員数 102.75人

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数です。
2. []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	12	43	40	55	45	51	50	39	27	44	4	412

※詳細については、小松島市のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

市総務部人事課 (市役所3階)

☎ 32・3804 / FAX 33・3253

Mail:jinji@city.komatsushima.tokushima.jp

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	26人	11.1%
2級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	40人	17.1%
3級	係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	31人	13.2%
4級	1. 課長補佐、主査の職務またはこれと同程度の職務 2. 困難な業務を分掌する係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	48人	20.5%
5級	困難な業務を分掌する課長補佐、主査の職務またはこれと同程度の職務	48人	20.5%
6級	課長の職務またはこれと同程度の職務	32人	13.7%
7級	1. 理事の職務またはこれと同程度の職務 2. 部長または統括監の職務 3. 副部長またはこれと同程度の職務	9人	3.8%

(注) 1. 小松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度の給与構造改革により、従来の普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月も毎年1月1日とし、昇給をA～Eの5段階に区分することとなり、本市では昇任者を上位区分に位置づけています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小松島市	徳島県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,386千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,643千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

小松島市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の 加算措置 (2～45%加算)	定年前早期退職 特別措置	その他の 加算措置 (2～45%加算)	定年前早期退職 特別措置	定年前早期退職 特別措置	定年前早期退職 特別措置
1人当たり 平均支給額	5,206千円	21,540千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在) 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)	9,857 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	140,814 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)	19.4 %
手当の種類 (手当数)	10 種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	49,325 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	187 千円
支給実績 (25年度決算)	38,634 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	152 千円